

令和 8 年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

別紙 1 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和 8 年 6 月施行】

別紙 2 : 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和 8 年 6 月施行】

別紙 3 : 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和 8 年 6 月施行】

別紙 4 : 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和 8 年 6 月施行】

別紙 5 : 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和 8 年 6 月施行】

別紙 6 : 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
【令和 8 年 6 月施行】

別紙 7 : 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和 8 年 6 月施行】

【参考資料】

参考1：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成12年厚生省告示第38号）【令和8年6月施行】

参考2：介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第411号）【令和8年8月施行】

参考3：介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成17年厚生労働省告示第413号）【令和8年8月施行】

参考4：介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第415号）【令和8年8月施行】

参考5：介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成17年厚生労働省告示第417号）【令和8年8月施行】

参考6：厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）【令和8年6月施行】

参考7：介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成18年厚生労働省告示第404号）【令和8年8月施行】

参考8：介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成18年厚生労働省告示第407号）【令和8年8月施行】

参考9：厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）【令和8年6月施行】

参考10：介護保険法施行規則第一百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）【令和8年6月施行】

別紙 1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(機密録入は該当記入)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費 イ～ト (略) チ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の270</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(I)ロ</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の287</u>に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の249</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(II)ロ</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の266</u>に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の207</u>に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の170</u>に相当する単位数</p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」 = 厚生労働大臣が定める基準第四号【参考9】</p>	<p>別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 訪問介護費 イ～ト (略) チ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の245</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の224</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)イ</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の182</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)イ</u> イからトまでにより算定した単位数の<u>1000分の145</u>に相当する単位数</p>

(削る)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからトまでにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからトまでにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからトまでにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからトまでにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからトまでにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからトまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからトまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからトまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからトまでにより算

2 訪問入浴介護費

イ～ホ (略)

～ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからホまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからホまでにより算定した単位数の1000分の133に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからホまでにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからホまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからホまでにより算定し

定した単位数の1000分の121に相当する単位数

- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)⑫ イからトまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)⑬ イからトまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)⑭ イからトまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2 訪問入浴介護費

イ～ホ (略)

～ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからホまでにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III)イ イからホまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV)イ イからホまでにより算定し

た単位数の1000分の85に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第六号において準用する第四号【参考9】

(削る)

した単位数の1000分の63に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問入浴介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからホまでにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからホまでにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからホまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからホまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからホまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからホまでにより算

3 訪問看護費

イ～リ (略)

又 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第十号の二【参考9】

4 訪問リハビリテーション費

イ～ニ (略)

又 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問リハビリテーション事業

定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからホまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからホまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからホまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからホまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

3 訪問看護費

イ～リ (略)

(新設)

4 訪問リハビリテーション費

イ～ニ (略)

(新設)

所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、イからニまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十四号の二において準用する第十号の二【参考9】

5 (略)

6 通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからニまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからニまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

5 (略)

6 通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
(新設)

(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
(新設)

(3) 介護職員等処遇改善加算(III)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第二十四号において準用する第四号【参考9】

(削る)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(2) イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(3) イからニまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(4) イからニまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(5) イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(6) イからニまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(7) イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(8) イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

7 通所リハビリテーション費

イ～ホ (略)

ヘ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからホまでにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからホまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからホまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)⑩ イからニまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)⑪ イからニまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)⑫ イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)⑬ イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)⑭ イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

7 通所リハビリテーション費

イ～ホ (略)

ヘ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
(新設)

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第三十四号において準用する第四号【参考9】

(削る)

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000 分の 66に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからホまでにより算定した単位数の1000 分の 53に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所リハビリテーション事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからホまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからホまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからホまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからホまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ～チ（略）

リ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからチまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからチまでにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからチまでにより算定

- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからホまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからホまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからホまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからホまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからホまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからホまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからホまでにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ～チ（略）

リ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからチまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからチまでにより算定

した単位数の1000分の159に相当する単位数

- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ イからチまでにより算定した単位数の1000分の172に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第三十九号【参考9】

(削る)

した単位数の1000分の136に相当する単位数

(新設)

- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからチまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからチまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからチまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからチまでにより算

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(10) (略)

(11) 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

定した単位数の1000分の97に相当する単位数

- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからチまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからチまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからチまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからチまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからチまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからチまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからチまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1)～(10) (略)

(11) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第四十一号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数
(新設)
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
(新設)
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(11) (略)

(12) 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を

- 四 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(4) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- 五 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(5) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の57に相当する単位数
- 六 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(6) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- 七 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(7) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- 八 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(8) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- 九 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(9) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- 十 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(10) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- 十一 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(11) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- 十二 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(12) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- 十三 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(13) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- 十四 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(14) (1)から(10)までにより
算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(11) (略)

(12) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲

所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第四十一号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
(新設)
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
(新設)
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
 - (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(11)までにより

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)

(10) 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長

算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1)から(11)までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)

(10) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長

が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十一号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
(新設)
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
(新設)
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

二 (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15) (略)

- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
- (十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

二 (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1)～(15) (略)

(16) 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第四十一号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

(16) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
(新設)
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
(新設)
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定

短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1)から(15)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1)から(15)までにより

10 特定施設入居者生活介護費

イヘル (略)

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからルまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからルまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第四十四号【参考9】

(削る)

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

10 特定施設入居者生活介護費

イヘル (略)

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都

道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからルまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからルまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからルまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからルまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからルまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからルまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからルまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからルまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからルまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからルまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからルまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

11 (略)

別紙2

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表</p> <p>居宅介護支援費 イ～リ (略)</p> <p>又 <u>介護職員等処遇改善加算</u> <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、利用者に對し、指定居宅介護支援を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第八十五号の四【参考9】</p>	<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表</p> <p>居宅介護支援費 イ～リ (略) (新設)</p>

別紙3

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(参考版)

別表 指定期間	別表 指定期間
<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ～ヤ (略)</p> <p>マ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000分の163</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(I)ロ</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000分の176</u>に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000分の159</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(II)ロ</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000分の172</u>に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000分の136</u>に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000分の113</u>に相当する単位数</p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定め</p>	<p>別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表</p> <p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ～ヤ (略)</p> <p>マ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 140</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 136</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)イ</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 113</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)イ</u> イからヤまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 90</u>に相当する単位数</p>

る基準第八十八号において準用する第四十四号【参考9】

(削る)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護老人福祉施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからヤまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ～マ (略)

ケ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからマまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからマまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからマまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからマまでにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからマまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからマまでにより算定し

- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)⑪ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)⑫ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)⑬ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)⑭ イからヤまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

2 介護保健施設サービス

イ～マ (略)

ケ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからマまでにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからマまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III)イ イからマまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV)イ イからマまでにより算定し

た単位数の1000分の59に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第九十四号において準用する第四十四号【参考9】

(削る)

した単位数の1000 分の 44に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからマまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからマまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからマまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからマまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからマまでにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからマまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからマまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからマまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからマまでにより算

3 (略)

4 介護医療院サービス

イ～ケ (略)

フ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからケまでにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからケまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからケまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからケまでにより算定

定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(V)10 イからマまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V)11 イからマまでにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)12 イからマまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)13 イからマまでにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)14 イからマまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

3 (略)

4 介護医療院サービス

イ～ケ (略)

フ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからケまでにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

(新設)

(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからケまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(新設)

した単位数の1000分の62に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからケまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからケまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百号の七において準用する第四十四号【参考9】

(削る)

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからケまでにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからケまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護医療院（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからケまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからケまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからケまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからケまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからケまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからケまでにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからケまでにより算

- 定した単位数の 1000 分の 35 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからケまでにより算定した単位数の 1000 分の 31 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからケまでにより算定した単位数の 1000 分の 31 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからケまでにより算定した単位数の 1000 分の 30 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからケまでにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからケまでにより算定した単位数の 1000 分の 26 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからケまでにより算定した単位数の 1000 分の 20 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからケまでにより算定した単位数の 1000 分の 15 に相当する単位数

別紙 4

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(機密保有者提出用)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ～ヌ (略)</p> <p>ル 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000分の267</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(I)ロ</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000分の278</u>に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000分の246</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(II)ロ</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000分の257</u>に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000分の204</u>に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000分の167</u>に相当する単位数</p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定め</p>	<p>別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ～ヌ (略)</p> <p>ル 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 245</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 224</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)イ</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 182</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)イ</u> イからヌまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 145</u>に相当する単位数</p>

る基準第四十八号【参考9】

(削る)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等待遇改善加算(V)(1) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数
- (2) 介護職員等待遇改善加算(V)(2) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数
- (3) 介護職員等待遇改善加算(V)(3) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数
- (4) 介護職員等待遇改善加算(V)(4) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数
- (5) 介護職員等待遇改善加算(V)(5) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数
- (6) 介護職員等待遇改善加算(V)(6) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
- (7) 介護職員等待遇改善加算(V)(7) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
- (8) 介護職員等待遇改善加算(V)(8) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数
- (9) 介護職員等待遇改善加算(V)(9) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数
- (10) 介護職員等待遇改善加算(V)(10) イからヌまでにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからニまでにより算定した単位数の1000分の278に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の246に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからニまでにより算定した単位数の1000分の257に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからニまでにより算定した単位数の1000分の204に相当する単位数

定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数

- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)⑪ イからヌまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)⑫ イからヌまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)⑬ イからヌまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)⑭ イからヌまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2 夜間対応型訪問介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の167に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第五十一号において準用する第四十八号【参考9】

(削る)

- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 145に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げたいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(1) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 221に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(2) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 208に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(3) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 200に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(4) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 187に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(5) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 184に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(6) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 163に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(7) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 163に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(8) イからニまでにより算定した単位数の1000 分の 158に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからニまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからニまでにより算定

(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからニまでにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからニまでにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからニまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからニまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからニまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2の2 地域密着型通所介護費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

(新設)

(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからニまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(新設)

した単位数の1000分の125に相当する単位数

- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第五十一号の十において準用する第四十八号【参考9】

(削る)

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 80に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 64に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからニまでにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数

3 認知症対応型通所介護費

イ～ハ (略)

二 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからハまでにより算定した単位数の1000分の216に相当する単位数

- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからニまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
(8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからニまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
(9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからニまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからニまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからニまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

3 認知症対応型通所介護費

イ～ハ (略)

二 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからハまでにより算定した単位数の1000分の181に相当する単位数

- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからハまでにより算定した単位数の1000分の236に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからハまでにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからハまでにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからハまでにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからハまでにより算定した単位数の1000分の157に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第五十三号において準用する第四十八号【参考9】

(削る)

(新設)

- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 174 に相当する単位数
- (新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 150 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 122 に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 153 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 151 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからハまでにより算

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ヨ (略)

タ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算

定した単位数の 1000 分の 146 に相当する単位数

- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 130 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 123 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 119 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 127 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 112 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 96 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 99 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 88 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ヨ (略)

タ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算

定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからヨまでにより算定した単位数の1000分の183に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヨまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第五十八号【参考9】

(削る)

れかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからヨまでにより算定した単位数の1000 分の 149に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからヨまでにより算定した単位数の1000 分の 146に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヨまでにより算定した単位数の1000 分の 134に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヨまでにより算定した単位数の1000 分の 106に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定小規模多機能型居宅介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからヨまでにより算定した単位数の1000 分の 132に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからヨまでにより算定した単位数の1000 分の 121に相当する単位数

5 認知症対応型共同生活介護費

イ～ゾ (略)

ツ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所

- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 129 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 104 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 101 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 88 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 85 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 71 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 68 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからヨまでにより算定した単位数の 1000 分の 56 に相当する単位数

5 認知症対応型共同生活介護費

イ～ゾ (略)

ツ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介

が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからソまでにより算定した単位数の1000分の210に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからソまでにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからソまでにより算定した単位数の1000分の202に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからソまでにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからソまでにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからソまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六十号において準用する第四十四号【参考9】

(削る)

護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからソまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからソまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからソまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからソまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型共同生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからソまでにより算

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イヘル (略)

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃

定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数

- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 156 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 155 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 148 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 133 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 120 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 132 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 112 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 97 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 102 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからソまでにより算定した単位数の 1000 分の 66 に相当する単位数

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イヘル (略)

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃

金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからルまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからルまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第六十二号において準用する第四十四号【参考9】

(削る)

賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからルまでにより算定した単位数の1000 分の 128に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからルまでにより算定した単位数の1000 分の 122に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III)イ イからルまでにより算定した単位数の1000 分の 110に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV)イ イからルまでにより算定した単位数の1000 分の 88に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型特定施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、

次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては
、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 113 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 106 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 107 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 91 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 85 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 95 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 58 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 61 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 46 に相当する単位数

イ～フ (略)

コ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからフまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからフまでにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからフまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからフまでにより算定した単位数の1000分の172に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからフまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第七十三号において準用する第四十四号【参考9】

(削る)

イ～フ (略)

コ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからフまでにより算定した単位数の1000 分の 140に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからフまでにより算定した単位数の1000 分の 136に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからフまでにより算定した単位数の1000 分の 113に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからフまでにより算定した単位数の1000 分の 90に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設（注1の加算を算定して

いるものを除く。）が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 124 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 120 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 113 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 101 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 97 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 97 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからフまでにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからフまでにより算

8 複合型サービス費

イ～ウ (略)

ヰ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからウまでにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからウまでにより算定した単位数の1000分の177に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからウまでにより算定した単位数の1000分の165に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからウまでにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからウまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからウまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第八十一号において準用する第五十八号【参考9】

(削る)

定した単位数の1000分の63に相当する単位数

- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)14 イからフまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

8 複合型サービス費

イ～ウ (略)

ヰ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからウまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからウまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
(新設)
- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからウまでにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからウまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める

基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 132 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 129 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 104 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 101 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 88 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 85 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 71 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数

- | | |
|--|---|
| | <p>(12) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 68 に相当する単位数</u></p> <p>(13) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 73 に相当する単位数</u></p> <p>(14) <u>介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからウまでにより算定した単位数の 1000 分の 56 に相当する単位数</u></p> |
|--|---|

別紙5

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(機密録入は該当記入)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費 イ～ニ (略) ホ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の122</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(I)ロ</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の133</u>に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の116</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(II)ロ</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の127</u>に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の101</u>に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の85</u>に相当する単位数</p> <p>※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定め</p>	<p>別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防訪問入浴介護費 イ～ニ (略) ホ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の100</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の94</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)イ</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の79</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)イ</u> イからニまでにより算定した単位数の<u>1000分の63</u>に相当する単位数</p>

る基準第百二号において準用する第四号【参考9】

(削る)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問入浴介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(2) イからニまでにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(3) イからニまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(4) イからニまでにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(5) イからニまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(6) イからニまでにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(7) イからニまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(8) イからニまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(9) イからニまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(10) イからニまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

2 介護予防訪問看護費

イ～ト (略)

チ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、イからトまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百五号の二において準用する第十号の二【参考9】

3 介護予防訪問リハビリテーション費

イ～ハ (略)

二 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、イからハまでにより算定した単位

(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからニまでにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからニまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからニまでにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

2 介護予防訪問看護費

イ～ト (略)

(新設)

3 介護予防訪問リハビリテーション費

イ～ハ (略)

(新設)

数の1000分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百六号の三の二において準用する第十号の二【参考9】

- 4 (略)
5 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）

イ～リ (略)

ヌ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからりまでにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数
(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからりまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからりまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからりまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
(5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからりまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからりまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

4 (略)

5 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）

イ～リ (略)

ヌ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからりまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
(新設)
(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからりまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
(新設)
(3) 介護職員等処遇改善加算(III)イ イからりまでにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)イ イからりまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百十四号において準用する第四号【参考9】

(削る)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからリまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからリまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからリまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからリまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからリまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからリまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからリまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからリまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ～ト（略）

チ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからトまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからトまでにより算定した単位数の1000分の176に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからトまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからトまでにより算定

定した単位数の1000分の55に相当する単位数

- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)10 イからリまでにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)11 イからリまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)12 イからリまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)13 イからリまでにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)14 イからリまでにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

6 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）

イ～ト（略）

チ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからトまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数
(新設)
- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからトまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
(新設)

した単位数の1000分の172に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百十七号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからトまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからトまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからトまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからトまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからトまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからトまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからトまでにより算

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)

(10) 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(→) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

定した単位数の1000分の90に相当する単位数

- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからトまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからトまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからトまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからトまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからトまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからトまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからトまでにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(9) (略)

(10) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(→) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の75に相当する単位数

- (二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百十九号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

(新設)

- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
(新設)
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(9)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(9)までにより

- 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
(1)～(10) (略)
(11) 介護職員等処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲

- 算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の57に相当する単位数
(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(9)までにより
算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

- 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
(1)～(10) (略)

- (11) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百十九号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
(新設)
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
(新設)
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(10)までにより

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(8) (略)

(9) 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の
賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組
織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長

算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

⑤ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の39に相当する単位数

⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

⑦ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

⑧ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

⑨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の31に相当する単位数

⑩ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

⑪ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

⑫ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

⑬ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

⑭ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1)から(10)までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(8) (略)

(9) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等
の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組
織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長

が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十九号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
(新設)
- (二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
(新設)
- (三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

- 2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算

ニ (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
- (十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1)から(8)までにより
算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

ニ (略)

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

(1)～(13) (略)

(14) 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等処遇改善加算(I)イ (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

(二) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数

(三) 介護職員等処遇改善加算(II)イ (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(四) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数

(五) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(六) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百十九号において準用する第三十九号【参考9】

(削る)

(1)～(13) (略)

(14) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数
(新設)

(二) 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数
(新設)

(三) 介護職員等処遇改善加算(III) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(四) 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所療養介護事業所（注

1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- (三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数
- (四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
- (五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
- (十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
- (十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
- (十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1)から(13)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数
- (十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1)から(13)までにより

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～チ (略)

リ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからチまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからチまでにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからチまでにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからチまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからチまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからチまでにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」=厚生労働大臣が定める基準第百二十一号において準用する第四十四号【参考9】

(削る)

算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

④ 介護職員等処遇改善加算(V)(1)から(13)までにより

算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ～チ (略)

リ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからチまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

(新設)

(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからチまでにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

(新設)

(3) 介護職員等処遇改善加算(III)イ イからチまでにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)イ イからチまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める

基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防特定施設（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからチまでにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからチまでにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからチまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからチまでにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからチまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからチまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからチまでにより算定した単位数の1000分の95に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからチまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからチまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからチまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

9 (略)

- (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからチまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからチまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからチまでにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数

9 (略)

別紙 6

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に
関する基準

(機密録入せよ記入欄)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ハ (略)</p> <p>二 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の216</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(I)ロ</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の236</u>に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の209</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(II)ロ</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の229</u>に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の185</u>に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の157</u>に相当する単位数</p>	<p>別表 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 介護予防認知症対応型通所介護費 イ～ハ (略)</p> <p>二 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の181</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の174</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)イ</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の150</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)イ</u> イからハまでにより算定した単位数の<u>1000分の122</u>に相当する単位数</p>

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百二十三号において準用する第四十八号【参考9】

(削る)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからハまでにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからハまでにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからハまでにより算定した単位数の1000分の151に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからハまでにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからハまでにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからハまでにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからハまでにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからハまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イヘル（略）

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからルまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからルまでにより算定

- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 112 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 96 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 99 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 88 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからハまでにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

イヘル（略）

ヲ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからルまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

(新設)

(2) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからルまでにより算定した単位数の1000 分の 146に相当する単位数

(新設)

した単位数の1000分の183に相当する単位数

- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百二十七号において準用する第五十八号【参考9】

(削る)

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 134 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 106 に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 132 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 129 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 104 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからルまでにより算定した単位数の 1000 分の 101 に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ～タ (略)

レ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからタまでにより算定した単位数の1000分の210に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからタまでにより算定

- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからルまでにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからルまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからルまでにより算定した単位数の1000分の85に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからルまでにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからルまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからルまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからルまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからルまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

イ～タ (略)

レ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからタまでにより算定した単位数の1000分の186に相当する単位数

(新設)

した単位数の1000分の228に相当する単位数

- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ イからタまでにより算定した単位数の1000分の202に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ イからタまでにより算定した単位数の1000分の220に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからタまでにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからタまでにより算定した単位数の1000分の149に相当する単位数

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百二十九号において準用する第四十四号【参考9】

(削る)

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イからタまでにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

(新設)

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イからタまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イからタまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) イからタまでにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) イからタまでにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) イからタまでにより算定した単位数の1000分の155に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) イからタまでにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数

- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 133 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 120 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 132 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 112 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 97 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 102 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) イからタまでにより算定した単位数の 1000 分の 66 に相当する単位数

別紙 7

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ～ハ (略) <u>三 介護職員等処遇改善加算</u> <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防支援事業所が、利用者に對し、指定介護予防支援を行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u> ※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第百二十九号の五の二において準用する第十号の二【参考9】</p>	<p>別表 指定介護予防支援介護給付費単位数表 介護予防支援費 イ～ハ (略) (新設)</p>

参考 1

介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
一・二 (略)	三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハ までの注8から注13まで及び注15並びにリ及びヌの規定による 加算又は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給 付費単位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注7から注12 まで並びにト及びチの規定による加算又は減算に係る費用の額 四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション 費のイの注4から注7まで並びにニ及びホの規定による加算又 は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費单 位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注4から注7 まで並びにハ及びニの規定による加算又は減算に係る費用の額 五・十七 (略)	三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費のイからハ までの注8から注13まで及び注15並びにリの規定による加算又 は減算に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費单 位数表の介護予防訪問看護費のイ及びロの注7から注12まで並 びにトの規定による加算又は減算に係る費用の額 四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション 費のイの注4から注7まで並びにニの規定による加算又は減算に 係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の 介護予防訪問リハビリテーション費のイの注4から注7まで及び ハの規定による加算又は減算に係る費用の額
一・二 (略)		

参考 2

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び
第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等及び
特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費
用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千五百四十五円とする。</p>	<p>介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額及び同法第六十一条の三第二項第一号に規定する特定介護予防サービス事業者における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千四百四十五円とする。</p>

参考 3

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び
第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額

(傍線部分は改正部分)

							改 正 後	改 正 前
							介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）	介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）
							第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受ける特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者の受ける特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受ける特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者の受ける特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	要介護被保険者 又は居宅要支援 被保険者の区分	特定介護サービス 又は特定介護予防 サービスの区分	額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一日につき千三百六 円	一日につき千四百一 円	十円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一日につき六百八十 円	一日につき千三十円	十円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一日につき六百八 十円	一日につき千三 百六十円	十円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一日につき千三百六 円	一日につき千三百六 円	十円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一日につき六百五 十円	一日につき千一百 円	十円

参考 4

**介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する
特定介護老人福祉施設における食事の提供に要する
平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額**

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項 第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき五百四十五円とする。</p>	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項 第一号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、一日につき千四百四十五円とする。</p>

参考 5

介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する

食費の特定負担限度額

(傍線部分は改正部分)

								改 正 後
								改 正 前
								介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	一	一	八十円	一日につき六百	額
(略)	(略)	(略)	(略)	二	二			区分
(略)	(略)	(略)	(略)	三	三			

参考 6

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費
及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係る
サービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

(改編後)

改 編 後	改 編 前
<p>別表第一</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 訪問看護</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注1から注16まで及び注18から注20まで並びにニからヌまでについては、適用しない。</p> <p>5 指定訪問リハビリテーション（1回につき）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 訪問リハビリテーション費のイの注1から注11まで、注13及び注14並びにロからホまでについては、適用しない。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>別表第二</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定介護予防訪問看護</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ及びロの注1から注13まで、注15から注17まで並びにハからチまでについては、適用しない。</p> <p>6 指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注9まで及び注11から注13まで並びにロからニまでについては、適用しない。</p> <p>7～11 (略)</p>	<p>別表第一</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 訪問看護</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注1から注16まで及び注18から注20まで並びにニからリまでについては、適用しない。</p> <p>5 指定訪問リハビリテーション（1回につき）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 訪問リハビリテーション費のイの注1から注11まで、注13及び注14並びにロからニまでについては、適用しない。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>別表第二</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 指定介護予防訪問看護</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ及びロの注1から注13まで、注15から注17まで並びにハからトまでについては、適用しない。</p> <p>6 指定介護予防訪問リハビリテーション（1回につき）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 介護予防訪問リハビリテーション費のイの注1から注9まで及び注11から注13まで並びにロ及びハについては、適用しない。</p> <p>7～11 (略)</p>

参考 7

介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに
附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る
介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び
第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	
		改 正 前	
		区分	
(略)	(略)	一日につき六百 八十円	額
(略)	(略)	一日につき六百 五十円	額

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

参考 8

介護保険法施行規則第二十七条第一項各号及び第二項各号に
掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する

食費の特定負担限度額

(傍線部分は改正部分)

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

		区分	額
一	(略)		
(略)	(略)	一日につき六百八十円	
(略)	(略)		八百円

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

		区分	額
一	(略)		
(略)	(略)	一日につき六百五十円	
(略)	(略)		五百円

参考 9

厚生労働大臣が定める基準

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
一・三の五 (略)	一・三の五 (略)	一・三の五 (略)
<p>四 訪問介護費における介護職員等処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等処遇改善加算(I) イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>ロ 介護職員等処遇改善加算(I) ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(+) 公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム（以下「ケアプランデータ連携システム」という。）を利用してのこと。</p> <p>(二) 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。</p> <p>ハ 介護職員等処遇改善加算(II) イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>二 介護職員等処遇改善加算(II) ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>四 訪問介護費における介護職員等処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等処遇改善加算(I) イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(10) (新設)</p> <p>ロ 介護職員等処遇改善加算(I) ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(10) (新設)</p> <p>イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>いづれにも適合すること。</p> <p>ロ 介護職員等処遇改善加算(II) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(新設)</p>	<p>四 訪問介護費における介護職員等処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等処遇改善加算(I) イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>
<p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ 介護職員等処遇改善加算(V) (1)</p> <p>次に掲げる基準のいづれにも</p>		

(削る)

(削る)

(削る)

適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。
- (2) イ(1)(2)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

～ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいること。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出でおり、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でしないこと。
- (2) イ(1)(2)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(削る)

(削る)

(削る)

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)から四まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。
- (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)から四まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 又 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)を届け出でおり、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。
- (2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(7)から四まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ル 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベ
- ースアップ等支援加算を届け出でいること。

(削る)

(削る)

- (2) イ(1)(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b | aについて、全ての介護職員に周知していること。
- ヨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でていないこと。
- (2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。) 及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ワ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいること。
- (2) イ(1)(一)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(削る)

(3) 次に掲げる基準のいづれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

力| 適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員待遇改善計算(Ⅲ)及び介護職員等特定待遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、

かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいづれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してい

(削る)

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ| 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。

(2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ| 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でないこと。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ| 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めてい

ること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(2) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してい

(削る)

(削る)

ること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ | 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) | 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でおりかつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)を届け出でいないこと。

(2) | (1)及び(2)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) | 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(4) | 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(2) | 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

ソ | 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) | 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費における介護職員処遇改善加算(III)を届け出でおり、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。

(2) | (1)及び(2)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び

- (3) (8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (1) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (2) 当該指定訪問看護事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (3) 当該指定訪問看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出していること。
- (4) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことは

四の二〇十 （略）

四の二〇十 （新設）

- (3) (8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (1) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

やむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) 当該指定訪問看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前十二月間ににおいて、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該指定訪問看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 当該指定訪問看護事業所の職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（当該指定訪問看護事業所の職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもつて作成し、全ての職員に周知していること。

(三) 当該指定訪問看護事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての当該指定訪問看護事業所の職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

口 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
 (2) 連携推進法人に所属していること。

		十四の二 訪問リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準 第十号の二の規定を準用する。
十四の三～十四の六	十五～三十八	(略)
三十九	短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準	短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準
イ 介護職員等処遇改善加算(I) イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
(一) 口 介護職員等処遇改善加算(I) 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(一) 口 介護職員等処遇改善加算(I) 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(一) 口 介護職員等処遇改善加算(I) 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(2) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	(2) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	(2) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算 (I)又は(II)を算定していること。	(一) 短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算 (I)又は(II)を算定していること。	(一) 短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算 (I)又は(II)を算定していること。
(二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。	(二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。	(二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
(三) 連携推進法人に所属していること。	(三) 連携推進法人に所属していること。	(三) 連携推進法人に所属していること。
ハ 介護職員等処遇改善加算(II) イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	ハ 介護職員等処遇改善加算(II) イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	ハ 介護職員等処遇改善加算(II) イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
		(新設)
		十四の二～十四の五 十五～三十八 (略)
三十九	短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準	短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準
イ 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	イ 介護職員等処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
(一) 口 介護職員等処遇改善加算(I) 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(一) 口 介護職員等処遇改善加算(I) 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	(一) 口 介護職員等処遇改善加算(I) 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(2) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	(2) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	(2) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
(一) 短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算 (I)又は(II)を算定していること。	(一) 短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算 (I)又は(II)を算定していること。	(一) 短期入所生活介護費における生産性向上推進体制加算 (I)又は(II)を算定していること。
(二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。	(二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。	(二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
(三) 連携推進法人に所属していること。	(三) 連携推進法人に所属していること。	(三) 連携推進法人に所属していること。
ハ 介護職員等処遇改善加算(II) イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	ハ 介護職員等処遇改善加算(II) イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	ハ 介護職員等処遇改善加算(II) イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
 (2) ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ・ヘ (削る) (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。
 (2) イ(1)(2)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
 (2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。
 (2) イ(1)(2)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合す

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ること。

チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していること。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 介護職員等処遇改善加算(V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介

(削る)

(削る)

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (4) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていすること。
- b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (5) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b | aについて、全ての介護職員に周知していること。
- ア | 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でていないこと。
- (2) イ(1) (一及び二)に係る部分を除く。) 及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ア | 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(削る)

員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(4) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(2) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

力 (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でていないこと。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(4) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

ヨ | 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(II)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でていないこと。

(2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7) (一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

タ | 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(III)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でていないこと。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれに次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(削る)

(削る)

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

レ | 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)を届け出でていないこと。

(2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

ソ | 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出でおり、かつ、介護職員等特定処遇改

			善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でしないこと。
		(2)	イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
		(3)	(一) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
		b	aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。
		(二)	次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
		b	aについて、全ての介護職員に周知していること。
四十四	特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準	三十九の二～四十三	(略)
四十四	特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準	三十九の二～四十三	(略)
			第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(I)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれか」と読み替えるものとする。
			(一) 当該指定特定施設が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

- (2) 当該指定特定施設において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (2) 当該指定特定施設において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定特定施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定特定施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (二) (一)の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当

該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の待遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の待遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10) 特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(I)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれかを届け出していること。

口 介護職員等待遇改善加算(I) 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(+) 特定施設入居者生活介護費における生産性向上推進体制加算(I)又は(II)を算定していること。

(二) 連携推進法人に所属していること。

ハ 介護職員等待遇改善加算(II) イ (1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 介護職員等待遇改善加算(II) 口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ	介護職員等処遇改善加算(III)	イ(1)～及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
ヘ	介護職員等処遇改善加算(IV)	イ(1)～、(2)から(6)まで、(7)～から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
四十四の二～四十七	(略)	四十八 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準
四十四の二～四十七	(略)	四十八 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員等処遇改善加算の基準
イ	介護職員等処遇改善加算(I) イ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
ロ	介護職員等処遇改善加算(I) ロ	(1)～(10) (略)
		次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
		(1) イ(1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
		(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
		(1) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
		(2) 連携推進法人に所属していること。
ハ	介護職員等処遇改善加算(II) イ	イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
二	介護職員等処遇改善加算(II) ロ	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
		(1) イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
		(2) 口(2)に掲げる基準に適合すること。
ホ・ヘ	(略)	(削る)
バ・ニ	(略)	(削る)
ホ	介護職員等処遇改善加算(V) (1)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)	令和六年五月三十一日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)	

(削る)

(削る)

別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ないこと。

(2) イ(1)(2)及び(2)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

～介護職員等処遇改善加算(V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していること。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 介護職員等処遇改善加算(V)(3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(2)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

チ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看

(削る)

(削る)

(削る)

護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でいないこと。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

又 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出でおり、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でていないこと。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで、(7)から(4)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していること。

(削る)

(削る)

- (2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) ① 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
② 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (2) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b | aについて、全ての介護職員に周知していること。
- ヨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)(8) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベイスアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イ(1)（一及び二に係る部分を除く。）及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ワ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ)(9) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等ベイスアップ等支援加算を届け出していること。

(削る)

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(4) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(5) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

力 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1)(2)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(4) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(5) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、

当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

(削る)

ヨ| 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベイスアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで、(7)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

外 介護職員等処遇改善加算(V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)を届け出しており、かつ、介護職員等ベイスアップ等支援加算を届け出でていないこと。

(2) イ(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、

当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

(削る)

レ 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)を届け出ていないこと。

(2) イ(1) (一)及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b | aの要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b | aについて、全ての介護職員に周知していること。

ソ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出しており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出でていないこと。

(削る)

(一) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

(二) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてること。

四十八の二、五十七
(略)

(2) イ(1) (一) 及び(二)に係る部分を除く。)、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) (一) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b | a の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a | 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて 全ての介護職員に周知していること
四十八の二、五十七（略）

第四十八号の規定を準用する。

見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

(5)

算定日が属する月の前十二月間ににおいて、労働基準法、労

働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
(6) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 介護職員の任用の際ににおける職責又は職務内容等の要件

(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

と。

(二) (一)の要件について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当

該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(3)について、全ての介護職員に周知していること。

(4) (3)について、全ての介護職員に周知していること。
 (5) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(6) (5)について書面をもつて作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8)

(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の待遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の待遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9)

(8)の待遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10)

小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出していること。

口

介護職員等待遇改善加算(I)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (1)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(+) 小規模多機能型居宅介護費における生産性向上推進体制加算(I)又は(II)を算定していること。

(-) (2) ケアプランデータ連携システムを利用していること。

(3) 連携推進法人に所属していること。

ハ

介護職員等待遇改善加算(II)イ イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

二

介護職員等待遇改善加算(II)口 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 口(2)に掲げる基準に適合すること。

ホ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イ(1)〔一〕及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヘ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)〔一〕、(2)から(6)まで、(7)〔一〕から(4)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

五十八の二～五十九 (略)

六十 認知症対応型共同生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(10)中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」とあるのは「認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

六十の二～六十一 (略)

六十二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

六十の二～六十一 (略)

六十の二～六十一 (略)

第四十八号の規定を準用する。

六十二 地域密着型特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか」とあるのは、「地域密着型特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又はサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)のいずれか」と読み替えるものとする。

六十三～七十二 (略)

七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

六十三～七十二 (略)

七十三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(10)中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(1)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(1)若しくは(II)のいずれか」とあるのは、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における日常生活継続支援加算(1)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(1)若しくは(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

七十四～八十 (略)

八十一 複合型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第五十八号の規定を準用する。

八十二～八十五の三 (略)

八十五の四 居宅介護支援費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

八十六～八十七 (略)

八十八 介護福祉施設サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(1)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(1)若しくは(II)のいずれか」とあるのは、「介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算(1)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(1)若しくは(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算(1)又は(II)のいずれか」とあるのは、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における日常生活継続支援加算(1)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(1)若しくは(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

七十四～八十 (略)

八十一 複合型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

八十二～八十五の三 (略)

(新設)

八十六～八十七 (略)

八十八 介護福祉施設サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「訪問介護費における特定事業所加算(1)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算(1)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(1)若しくは(II)のいずれか」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以

下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問
介護費」とあるのは「指定施設サービス等介護給付費単位数表」(以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の
介護福祉施設サービス」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービス」と読
み替えるものとする。

卷之二

九十四 介護保健施設サービスにおける介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(1)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(1)若しくは(II)のいずれか」とあるのは、「介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(1)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは「介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護保健施設サービス」と、同号ヘからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

九十五百の六

七の旨 準

基の算加改善待遇等職員護介における院療医サニベスにおける院療護介等職員待遇改善加算の基

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「訪

「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(I)若しくは(II)又はサービス提供体制強化加算(I)若しくは(II)のいずれか」とあるのは、「介護医療院サービスにおけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

百の八〇百一 (略)

百二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ10中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

百の八〇百一 (略)

百二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ10中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と、同号ホ1中「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)」の訪問介護費とあるのは、「指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)」の訪問介護費とあるのは、「指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)」の介護医療院サービスと、同号ヘからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは、「旧指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

百の八〇百一 (略)

百二 介護予防訪問入浴介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ10中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ10中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護予防訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と、同号ホ1中「指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)」の訪問介護費とあるのは、「指定介護予防サービス表」という。)の訪問介護費とあるのは、「指定介護予防サービス表(以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)」の介護予防訪問入浴介護費と、同号ヘからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは、「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴

「介護費」と読み替えるものとする。

百二の二～百五 (略)

百二の二～百五 (略)
(新設)

百五の二 介護予防訪問看護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。

百五の三～百五の五 (略)

百六～百六の三 (略)

百六の三の二 介護予防訪問リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。

百六の四～百十三 (略)

百十四 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

百六の四～百十三 (略)

百十四 介護予防通所リハビリテーション費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「指定介護

予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防通所リハビリテーション費」と、同号ヘからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費」と読み替えるものとする。

百十四の二～百十六 (略)

百十七 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善
加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)(二)中「指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項」とあるのは、「指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準第百三十二条第四項」と読み替えるものとする。

百十四の二～百十六 (略)

百十七 介護予防短期入所生活介護費における介護職員等処遇改善
加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)(二)中「指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項」とあるのは、「指定介護予防サービス等基準第百二十九条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「指定介護予防サービス等基準第百三十二条第四項」と、「同号ホ(1)中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」とあるのは「指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所生活介護費」と、同号ヘからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費」と読み替えるものとする。

百十七の二～百十八 (略)

百十九 介護予防短期入所療養介護費における介護職員等処遇改善
加算の基準

第三十九号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)(二)

中「当該指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合には当該特別養護老人ホームが、併設事業所（同条第四項に規定する併設事業所をいう。）である場合にあっては併設本体施設（同条第六項に規定する併設本体施設（病院及び診療所を除く。）をいう。）が」とあるのは、「介護老人保健施設

設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては当該介護老人保健施設が、介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては当該介護医療院が」と読み替えるものとする。

百十九の二～百二十（略）

百二十一 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。

百十九の二～百二十（略）

百二十一 介護予防特定施設入居者生活介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(10)中「訪問介護費における特定事業所加算(I)又は(II)のいずれか」とあるのは「介護予防特定施設入居者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「指定介護給付費単位数表」（以下「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所療養介護サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」とあるのは「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所療養介護サービス介護費」と、同号ヘからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費」と読み替えるものとする。

である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては当該介護老人保健施設が、介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては当該介護医療院が」と、同号ホ(1)中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所療養介護サービス介護費」と、同号ヘからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」とあるのは「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所療養介護サービス介護費」とあるのは「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所療養介護サービス介護費」とあるのは「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防短期入所療養介護サービス介護費」と読み替えるものとする。

百二十一の二～百二十二（略）

百二十三 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百二十一の二～百二十二（略）

百二十三 介護予防認知症対応型通所介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号亦(1)中

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費」と読み替えるものとする。

百二十三の二～百二十六（略）

百二十七 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第五十八号の規定を準用する。

百二十三の二～百二十六（略）

百二十七 介護予防小規模多機能型居宅介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号亦(1)中

「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・隨時対応型訪問介

「護看護費」とあるのは、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」（以下「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防小規模多機能型居宅介護費」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防小規模多機能型居宅介護費」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費」とあるのは、「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」の介護予防小規模多機能型居宅介護費」と読み替えるものとする。

百二十七の二～百二十八 （略）

百二十九 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等待遇改善加算の基準

第四十四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、同号イ(10)中「特定施設入居者生活介護費における入居継続支援加算(I)」若しくは(II)又は「サービス提供体制強化加算(I)」若しくは(II)のいずれか」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれか」と読み替えるものとする。

百二十七の二～百二十八 （略）

百二十九 介護予防認知症対応型共同生活介護費における介護職員等待遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)」別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費」とあるのは、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」（以下「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型共同生活介護費」と、同号へからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費」とあるのは、「旧指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」と読み替えるも

百二十九の二～百二十九の五（略）

百二十九の五の二 介護予防支援費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「**都道府県知事**」とあるのは、「**市町村長**」と読み替えるものとする。

百二十九の六～百二十九の九（略）

百三十 訪問型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「**都道府県知事**（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「**指定都市**」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「**中核市**」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号を除き、以下同じ。）」とあるのは、「**市町村長**」と、同号イ(3)及び(4)中「**都道府県知事**」とあるのは、「**市町村長**」と、同号イ(10)中「**訪問介護費**」とあるのは、「当該指定相当訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と、同号えるものとする。

のとする。

百二十九の六～百二十九の五（略）

（新設）

百二十九の六～百二十九の九（略）

百三十 訪問型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)中「**都道府県知事**（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「**指定都市**」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「**中核市**」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号を除き、以下同じ。）」とあるのは、「**市町村長**」と、同号イ(3)及び(4)中「**都道府県知事**」とあるのは、「**市町村長**」と、同号イ(10)中「**訪問介護費**」とあるのは、「当該指定相当訪問型サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」と、同号ホ(1)中「**指定居宅サービス介護給付費単位数表**（以下「**旧指定居宅サービス介護給付費単位数表**」という。）の訪問介護費」とあらるのは、「**介護保険法施行規則**第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和三年厚生労働省告示第七十二号）別表単位数表（以下「**旧単位数表**」という。）の訪問型サービス費」と、同号ヘからソまで中「**旧指定居宅サービ**ス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは、「**旧単位数表の**

訪問型サービス費」と読み替えるものとする。

百三十一～百三十五 (略)

百三十一～百三十五 (略)

百三十六 通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第四十八号の規定を準用する。

百三十六 通所型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

準

第四十八号の規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)中「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表（以下「旧単位数表」という。）の通所型サービス費」と、同号ヘからソまで中「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費」とあるのは「旧単位数表の通所型サービス費」と読み替えるものとする。

(新設)

百三十七 介護予防ケアマネジメント費における介護職員等処遇改善加算の基準

第十号の二の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)から(4)まで中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

参考10

介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に
規定する厚生労働大臣が定める基準

(改訂部分は赤字部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表</p> <p>単位数表</p> <p>1 訪問型サービス費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ヘ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000分の270</u>に相当する単位数</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(I)ロ</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000分の287</u>に相当する単位数</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000分の249</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(II)ロ</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000分の266</u>に相当する単位数</p> <p>(5) <u>介護職員等処遇改善加算(III)</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000分の207</u>に相当する単位数</p> <p>(6) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000分の170</u>に相当する単位数</p> <p>(削る)</p>	<p>別表</p> <p>単位数表</p> <p>1 訪問型サービス費</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>ヘ 介護職員等処遇改善加算</p> <p><u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) <u>介護職員等処遇改善加算(I)イ</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 245</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(2) <u>介護職員等処遇改善加算(II)イ</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 224</u>に相当する単位数 (新設)</p> <p>(3) <u>介護職員等処遇改善加算(III)イ</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 182</u>に相当する単位数</p> <p>(4) <u>介護職員等処遇改善加算(IV)イ</u> イからホまでにより算定した単位数の<u>1000 分の 145</u>に相当する単位数</p> <p>2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定め</p>

る基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからホまでにより
算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数

2 通所型サービス費

イ～ヲ (略)

ワ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（利用定員が19名以上である場合に限る。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからヲまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからヲまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからヲまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからヲまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからホまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからホまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからホまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2 通所型サービス費

イ～ヲ (略)

ワ 介護職員等処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
(新設)

- (2) 介護職員等処遇改善加算(II) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
(新設)

- (3) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

- (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（利用定員が19名未満である場合に限る。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 127 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(III) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 105 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(IV) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数

2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 56 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イからヲまでにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イからヲまでにより

3 介護予防ケアマネジメント費

イ～ハ (略)

二 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

算定した単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数

(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イからヲまでにより

算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数

(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イからヲまでにより

算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数

(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イからヲまでにより

算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数

3 介護予防ケアマネジメント費

イ～ハ (略)

(新設)